

各 位

平成 26 年 5 月 29 日

会 社 名 株式会社 TOKAI ホールディングス
代表者名 代表取締役社長 鵜田勝彦
(コード番号 3167 東証第 1 部)
問合せ先 常務執行役員管理部担当 小澤 博之
(TEL. 054-275-0007)

控訴審の判決、上告及び上告受理申立てに関するお知らせ

当社完全子会社である株式会社 TOKAI（本社：静岡県静岡市、代表取締役社長：鵜田勝彦、以下「TOKAI」といいます。）が、静岡市他 3 名より控訴の提起を受け、また、TOKAI が、東京海上日動火災保険株式会社に対し控訴を提起した損害賠償請求等訴訟について、平成 26 年 5 月 15 日、東京高等裁判所より、控訴審判決（以下「本判決」といいます。）が言い渡されました。それに対して、一部当事者に対する上告の提起及び上告受理の申立てを行ったことについて、下記のとおりお知らせ致します。

記

1. 訴訟の経緯

当社グループは、TOKAI が販売致しましたマンション「エストメール静岡石田」の耐震強度不足の問題発覚後、まずは当マンションの居住者の皆様の安全を最優先課題として十分にお話を伺い、その結果速やかに転居の手配を致しました。そのうえで、TOKAI は、当マンションの補強工事の可否について検討を行いましたが、十分な補強工事は、不可能又は著しく困難であるとの結論を得ました。そこで、居住者の皆様の多くからも住戸の買取りのご要請が寄せられたことも踏まえ、全ての居住者の方から住戸を買い取ることによる解決を致しました。そして、その後、当マンションの設計等に関与された関係当事者の皆様に、その責任に応じた負担をお願いするとの趣旨で、平成 19 年 12 月に訴訟を提起したものです。

また、TOKAI は、構造計算を行なった事務所が加入していた建築士事務所賠償責任保険の保険金請求権 1 億円について、同事務所から質権設定を受け、同保険の保険会社である東京海上日動火災保険株式会社に対して、1 億円の保険金支払を求める訴訟を提起致しました。

当該訴訟は、平成 24 年 12 月に静岡地方裁判所より第一審判決が言い渡され、TOKAI より一部当事者に対し控訴を提起するとともに、一部当事者より TOKAI に対し控訴が提起されていましたが、今般、控訴審について判決が言い渡されたものです。

2. 訴訟の相手方

- (1) 株式会社サン設計事務所代表取締役社長（当時）
- (2) 同社代表取締役副社長（当時）
- (3) 同社設計チーフ・一級建築士（当時）
- (4) 静岡市（建築確認審査機関たる建築主事を置く地方公共団体）
- (5) 東京海上日動火災保険株式会社

3. 控訴審判決の概要

本判決においては、第一審判決において認められた関係当事者の責任が一部取り消されました。すなわち、控訴人株式会社サン設計事務所設計チーフ（当時）について、損害賠償責任を認めた部分を取り消すとともに、控訴人静岡市について、損害賠償額が第一審判決の金 671,724,461 円及びこれに対する利息から、金 88,955,453 円及びこれに対する利息に減額されました。一方、控訴人株式会社サン設計事務所代表取締役社長（当時）、控訴人同社代表取締役副社長（当時）については、金 959,463,515 円及びこれに対する利息を支払うよう命じた第一審判決が維持されました。

また、被控訴人東京海上日動火災保険株式会社に対する TOKA I の控訴については、控訴が棄却されました。

4. 上告及び上告受理申立てについて

TOKA I は、本判決において判断がなされた過失相殺及び損害額の計算方法等について異議があることから、平成26年5月27日、最高裁判所に上告の提起及び上告受理の申立てを致しました。

5. 業績への影響

本判決の当社業績への影響については、本日付「『平成26年3月期 決算短信〔日本基準〕（連結）』の一部訂正について」をご参照ください。

以上